

# 第四期（令和8～11年度） 多摩市愛宕デイサービスセンター 施設使用事業者募集要項

## 募集概要

### ◆ 施設概要

名 称 多摩市愛宕デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」）  
所 在 地 東京都多摩市愛宕三丁目 2 番地  
デイサービスセンター面積 249.83m<sup>2</sup>（都営住宅、愛宕コミュニティセンターとの合築）

### ◆ 募集対象

介護保険法に基づく「①実施事業」の指定を受けていて、「②使用できる者」に該当する者  
①実施事業 通所介護事業、第1号通所事業  
②使用できる者 社会福祉法人、特定非営利活動法人、消費生活協同組合

### ◆ 使用承認期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）

## 受付について

### ◆ 受付期間 令和7年6月5日（木）から 令和7年7月4日（金）まで

受付時間 9時～17時（土・日曜日と祝日を除く）

### ◆ 受付方法 事前に下の担当までご連絡のうえ、受付期間中にご来庁願います。

提出様式等をお渡しし、今後の手続きの流れ等を確認させていただきます。

## 担当（提出先）

多摩市健康福祉部高齢支援課 高齢支援係 馬場崎、久保田  
多摩市関戸6-12-1本庁舎1F 電話042(338)6923

多摩市健康福祉部高齢支援課  
令和7年6月

## 目次

1	公募件名	1
2	施設の概要	1
3	使用事業者公募の概要	2
4	使用者が負担する費用	2
5	事業実施に当たっての注意事項（使用の条件）	4
6	施設使用申請書の受付	5
7	選定について	5
8	公募から使用事業者決定まで（予定）	6
9	その他	6
10	問い合わせ先	6
11	添付資料	6
	資料1　多摩市愛宕デイサービスセンター「審査選定基準」	7
	資料2　協定書（案）	8
	資料3　条例（多摩市愛宕デイサービスセンター条例）	11
	資料4　施行規則（多摩市愛宕デイサービスセンター条例施行規則）	13
	資料5　平面図	16

高齢者が身近な地域において自立した日常生活を営むために必要な支援が提供されるよう、介護保険サービスを提供できる施設「多摩市愛宕デイサービスセンター」を整備しました。

なお、「多摩市愛宕デイサービスセンター」は、多摩市の行政財産であり、東京都住宅局所有の住宅（シルバーピア住宅を含む）や、コミュニティセンターが併設されています。そのため、使用許可を受けサービスを提供する事業者には、サービスの質の確保のほかに、施設を使用する市民や関係機関等への協力や連携等の公共性が求められます。

この度、第四期（令和8～11年度）多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用事業者（以下「使用者」）の募集を以下のとおり行います。

## 1 公募件名

第四期（令和8～11年度）多摩市愛宕デイサービスセンター使用承認候補事業者選定

## 2 施設の概要

### （1）施設概要

名 称 多摩市愛宕デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」）  
所 在 地 東京都多摩市愛宕三丁目2番地  
開所年月 平成12年10月  
敷地面積 2409.06m<sup>2</sup>  
建築規模 鉄筋コンクリート造5階建て  
デイサービスセンター面積 249.83m<sup>2</sup>（建物全体延床面積 2434.60m<sup>2</sup>）

\* 詳しくは、平面図をご参照ください。

\* 建物は、東京都住宅局所有の住宅、及び、多摩市立愛宕コミュニティセンター（愛宕かえで館）との合築です。

\* 敷地は、在宅サービスの実施を条件として、多摩市が東京都から使用貸借契約により使用を認められている都有地であり、令和12年11月20日で使用貸借契約が満了となるため、今後の土地の使用について東京都と確認中です。

\* デイサービスセンター施設は、現況のまま使用を承認します。併せて、デイサービスセンター内にある市所有の備品についても、必要な場合には現況のまま貸与します。

\* 多摩市立愛宕コミュニティセンターの大規模改修を令和12年度に実施予定のため、令和12年度以降の使用承認については未定です。大規模改修工事の時期が変更となった場合、使用承認期間については、別途調整を行います。

### 3 使用事業者公募の概要

#### (1) 募集対象

募集対象は、下の（2）実施事業について、介護保険法に基づく指定をすでに受けており、（3）使用できる者に該当する事業者です。

#### (2) 実施事業

デイサービスセンターで行う事業は、次の2事業とします。

- ①通所介護事業（介護保険法第8条第7項）
- ②第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）

※事業所の名称は、「多摩市愛宕デイサービスセンター」としていただきます。

#### (3) 使用できる者（法人格）

次の①～③のいずれかに該当する事業者。ただし、公募対象外に該当する場合は、対象外とします。

- ①社会福祉法（昭和2年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ③消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条第1項に規定する消費生活協同組合

#### 【公募対象外】

- ・市議会議員またはその配偶者、若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体
- ・市長若しくは副市長またはその配偶者、若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体

#### (4) 使用承認期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）とします。

※令和12年度に予定している大規模改修の時期が変更となった場合、使用承認期間について、別途調整を行います。

### 4 使用者が負担する費用

#### (1) 施設使用料

デイサービスセンターの施設使用料は無料です。

#### (2) デイサービスセンター使用に伴う費用

- ①電気、電話、ガス及び上下水道の使用に係る料金
  - ②し尿、ごみ、排水の清掃及び処理に関する費用
  - ③デイサービスセンターとその付帯する設備の使用及び維持に関する費用
- ※電気料金など、一括して市が料金を支払い、使用量等から按分して、市が使用者へ請求するものもあります。

### (3) 修繕費用等

- ①デイサービスセンター占有部分に係る小規模修繕（※1）は、使用者の負担となります。
- ②デイサービスセンター内の市所有備品類に不具合が生じた場合の修理費用や廃棄に係る費用は、使用者の負担となります。（新たな備品の貸与はありません）
- ③施設の使用に起因して、施設・設備等が毀損した場合には、使用者に、原状回復または費用を負担していただきます。

#### ※1 大規模修繕と「小規模修繕」

大規模修繕：その不具合を放置するとデイサービスセンター以外にも大きな影響が予想される修繕のことを示し、基本的には市が負担し対応する。

小規模修繕：デイサービスセンターの専有部分（施設、設備、備品等）に係る不具合に対応するもので、大規模修繕に該当しないもの。小規模修繕については、原則として使用者が負担し対応する。

## **5 事業実施に当たっての注意事項（使用の条件）**

使用者は、次の各項目に留意して、円滑に事業を実施してください。

### **(1) 法令等の遵守**

- ①使用者は、運営にあたって国の法令並びに東京都及び多摩市の条例・規則等を遵守すること。
- ②本募集要項並びに協定書（資料2、P8）を遵守すること。

※使用開始前に、協定を締結していただく予定です。

### **(2) 使用者の責務**

- ①良質な介護保険サービスの提供に努めること。
- ②デイサービスセンターを適切に維持管理し、効率的な事業運営を行うこと。また、デイサービスセンターとその付帯設備について、不具合が生じた場合は速やかに市へ報告し、小規模修繕に該当する場合は早期に修繕等を行うこと。

### **(3) 並存施設との関係**

デイサービスセンターは、多摩市立愛宕コミュニティセンター及び都営住宅との合築であり、正面玄関や外構部分は共同となっています。このことから、施設の使用にあたっては協定書（資料2、P8参照）の締結を予定しています。

### **(4) 営業時間について**

デイサービスセンターは、正面玄関が併設施設（愛宕コミュニティセンター）と共有であることなどから、早朝や夜間のサービス提供はできません。申請手続きの中で予定している営業時間等を提出いただいた後に、関係機関と確認し、場合によっては変更をお願いすることがあります。また、使用承認期間中に営業時間や営業日を変更する場合は、事前に市への確認が必要となりますので、ご了承願います。

※お泊りデイサービス（介護保険適用外の宿泊サービス）の提供はできません。

### **(5) 報告書等の提出**

デイサービスセンターは、行政財産であることから、多摩市では適宜、適正かつ健全な運営が行われていることを確認する必要があります。そのため、使用者には、次の資料を定期的（または状況に応じて随時）に提出していただきます。

- ①年間事業計画書
- ②法人の決算報告書
- ③愛宕デイサービスセンターに係る事業報告書（利用・運営状況、利用者数、利用停止等の案件と理由、決算書、事故、トラブル、利用者アンケート等）
- ④状況に応じて市が必要な資料（速やかな対応をお願いいたします）

### **(6) その他**

- ①安全管理、衛生管理に十分配慮し、利用者及び職員の安全確保並びに利用者が常に快適な利用ができる環境の保全に努めること。
- ②環境保護への配慮として、光熱水、燃料等の節約による温室効果ガスの削減、並びに、施設から発生する廃棄物の抑制と可能な限り資源化するなどに努めること。

## 6 施設使用申請書の受付

### (1) 申請の受付について

本公募へ申込みいただく際は、まずは、申請受付として多摩市役所へご来所ください。  
提出書類等をお渡しいたします。

#### ① 申請受付期間

令和7年6月5日（木）から **令和7年7月4日（金）まで**（土・日曜日と祝日を除く）

#### ② 受付方法

事前に下の担当までご連絡のうえ、受付期間中（9時～17時）にご来庁願います。  
提出様式等をお渡しし、今後の手続きの流れ等を確認させていただきます。

#### ② 申請書類提出期限（予定）

令和7年8月8日（金） 郵送不可

- ・事前に担当ご連絡のうえ、ご持参ください。
- ・ご来庁時に、今後の手続きの流れや提出書類の確認をさせていただきます。

### (2) 担当(提出先)

多摩市健康福祉部高齢支援課 高齢支援係 馬場崎、久保田  
多摩市関戸6-12-1 本庁舎1F 電話042（338）6923

### (3) 応募に当たっての確認事項

- ①本件の応募等に関する一切の費用は、全て申請者の負担とします。
- ②申請受付日以降に辞退される場合は、参加辞退届（任意様式にて、日にち、件名、法人名、代表者名、辞退理由等を記載）を提出してください。

## 7 選定について

### (1) 審査方法

使用事業者の選定については、事業者選定委員会を開催し、申請書類と申請事業者からのプレゼンテーションの内容から、「選定の基準」を基に総合的に審査し、決定します。

### (2) 審査選定の基準

多摩市愛宕デイサービスセンター審査選定基準（資料1、P7）をご参照願います。

### (3) 審査結果

事業者の決定は、令和7年9月下旬を予定しており、審査結果は文書で通知します。

## 8 公募から使用事業者決定まで（予定）

令和7年6月5日（木）～7月4日（金）申請受付（申請関係書類をお渡しします）

8月8日（金）※ 申請書類提出期限

8月下旬※ 事業者選定委員会開催

（申請事業者によるプレゼンテーションを予定）

9月上旬※ 介護保険運営協議会開催

9月下旬※ 使用事業者決定

（申請事業者へ結果通知）

（決定後） 使用事業者が事業開始に向けた準備開始

（事業実施に向けた指定申請等を含む）

令和8年4月1日 サービス提供開始（施設引渡し）

※については、前後する可能性があり、詳細については適時お知らせいたします。

## 9 その他

### （1）施設使用の経過

平成12年10月～平成23年4月 通所介護事業開始 事業者：多摩市（業務委託にて実施）  
(運営方法を見直しし、現在の公募・使用承認に)

平成23～27年度 第一期使用承認による事業実施

平成28～令和2年度 第二期使用承認による事業実施（令和3年3月31日まで）

令和3～7年度 第三期使用承認による事業実施（令和8年3月31日まで）

令和7年4月現在 使用事業所：生活協同組合パルシステム東京（多摩市愛宕デイサービスセンター愛宕ひだまり（事業者番号1375001201））  
事業の詳細は、「介護事業所・生活関連情報検索  
(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/index.php>)」をご参照ください。

## 10 問い合わせ先

多摩市健康福祉部高齢支援課 高齢支援係 馬場崎、久保田

多摩市関戸6-12-1 本庁舎1F 電話042(338)6923

## 11 添付資料

資料1 多摩市愛宕デイサービスセンター「審査選定基準」

資料2 協定書（案）（多摩市立愛宕コミュニティセンター及び多摩市愛宕デイサービスセンター管理運営並びに費用負担にかかる協定書（案））

資料3 条例（多摩市愛宕デイサービスセンター条例）

資料4 施行規則（多摩市愛宕デイサービスセンター条例施行規則）

資料5 平面図

## 資料1 多摩市愛宕デイサービスセンター「審査選定基準」

審査基準については、審査基準（施行規則第5条）や、設置目的・使用者の資格（条例1条、4条）、使用者の責務（条例第9条、施行規則第10条）より、次のとおりとします。

- （1）良質な介護保険サービスの安定的な供給が見込まれること
- （2）愛宕デイサービスセンター施設及び付帯設備について、適切な維持・管理が見込まれること
- （3）公の施設を活用した事業であることを踏まえた公平性への配慮や、併設されている施設利用者（愛宕コミュニティーセンター、シルバーピア住宅）との連携・協力が見込まれること

### 【(参考) 審査項目と配点】

(1) 良質な介護保険サービスの安定的な供給が見込まれること	
1-1 事業運営	
①	経営基盤の安定性(債務超過でないこと。決算状況が赤字でないこと。該当の場合は解消の見込みがあること。)
②	事業実績(募集事業の運営実績や、その他介護保険サービスの運営実績等)
③	市内介護サービスやその他サービスの実績
④	施設の管理運営に対する意欲と事業継続実施に対する確実性
1-2 運営方針・具体的取組	
⑤	通所介護事業、第1号通所事業に対する取り組み・考え方
⑥	サービスの質、利用率を向上させるための目標・方策
⑦	利用者の状態や意向の対応したサービス提供の工夫
⑧	職員の確保や資質の向上のための方策
1-3 緊急対応等	
⑨	防災、防犯、事故等、緊急時対応の取り組み
⑩	安全管理体制について日頃の取り組み
⑪	苦情処理のための体制や考え方
(2) 愛宕デイサービスセンター施設及び付帯設備について、適切な維持・管理が見込まれること	
2-1 施設の維持・管理	
⑫	施設及び付帯設備の維持・管理の考え方
⑬	施設及び付帯設備の維持・管理の具体的な取り組み
⑭	施設及び付帯設備について、不具合が発生した際の対応についての考え方
(3) 公の施設を活用した事業であることを踏まえた公平性への配慮や、併設されている施設利用者（愛宕コミュニティーセンター、シルバーピア住宅）との連携・協力が見込まれること	
3-1 公の施設を使用することへの配慮事項	
⑮	公の施設を活用したサービス提供であることについての配慮や考え方
⑯	公平・公正な事業運営に向けた考え方や具体的な取り組み
⑰	利用者に必要な支援が提供されるよう、関係機関との連携や協力に向けた考え方
⑱	併設されている施設利用者との、連携や協力の考え方
(4) 本申請にあたり特徴的な取り組み	
⑲	特徴的な取り組み、特に注力したい取り組み(再掲可)

配点：⑯のみ10点配点、①～⑯の各項目は、5点配点とする。

（5点…優良、3点…普通、0点…とても問題がある）

## 資料2 協定書（案）

デイサービスセンターの使用に当たり、市、コミュニティセンター、デイサービスセンター使用者の3者で、管理運営と費用負担に関する協定を締結する予定です。

下は協定書の案で、今後、表現など多少変更する可能性があります。

---

### 多摩市立愛宕コミュニティセンター及び多摩市愛宕デイサービスセンター 管理運営及び費用負担にかかる協定書（案）

多摩市(以下「甲」という。)、多摩市立愛宕コミュニティセンター運営協議会(以下「乙」という。)及び多摩市愛宕デイサービスセンターの使用承認を受けた者(以下「丙」という。)は、都営住宅と合築されている多摩市立愛宕コミュニティセンター及び多摩市愛宕デイサービスセンター(以下「愛宕かえで館」という。)の管理運営並びに費用負担について次の条項により協定を締結する。

#### (総則)

第1条 愛宕かえで館の管理運営を行っていくにあたり、甲、乙及び丙は、施設相互の協力関係を構築するように努め、その調整を図っていくものとする。

#### (費用負担)

第2条 光熱水費等については、別紙1（1）を基に負担する。

- 2 各種保守点検委託料については、別紙1（2）を基に負担する。
- 3 機械警備業務委託料の負担については、機器の接続系統が一体となっており、効率的で効果的な警備を行うため、甲が負担する。
- 4 植栽地等管理業務委託料、特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務委託料の負担については、一括して行なうことにより効果的な維持管理が図れるため、甲が負担する。
- 5 施設の老朽化に伴う維持補修工事の対応については、平成12年9月14日付「都住宅局施設と多摩市施設との維持管理に関する協定書」に基づき、東京都と甲が協議し対応する。なお、日常の小修繕について、コミュニティセンター相応分は乙が負担する。デイサービスセンター専有部分並びに付帯施設に関する修繕については、別紙1（3）を基に負担する。
- 6 火災保険料の費用負担については、甲及び丙で行う。
- 7 テレビ放送受信料の負担については、デイサービスセンター専用区域に設置されているテレビに係る受信料は丙が負担し、それ以外（コミュニティセンター相応分を含む）の受信料を甲が負担する。

#### (施設賠償責任)

第3条 愛宕かえで館の施設賠償保険については、コミュニティセンターとデイサービスセンターの利用目的が異なっていることから、各利用施設の中で発生した事故については、甲及び丙で各自対応する。

#### (防火管理)

第4条 火災及び災害への対応については別途消防計画を定め、甲、乙及び丙で協議しこれにあたる。なお、シルバーピア住宅と一体の建築となっているため、緊急時は状況に応じて、シルバーピア生活協

力員との連絡も、適時行うこととする。

(駐車場)

第5条 施設西側駐車場10台のうち8台をコミュニティセンター分とし、2台をデイサービスセンタ一分とする。

2 正面玄関前駐車場2台のうち1台をコミュニティセンター分（障がい者利用）、1台を、デイサービスセンタ一分とする。

3 前2項に関わらず、丙は、デイサービスセンター利用者の送迎時間帯には正面玄関前に複数台の車を駐車する必要があることや、乙が行う事業等でデイサービスセンタ一分2台の使用が必要な場合があることなどから、乙及び丙は、事業に支障のない範囲で協力し合い駐車場を使用することとする。

(広場の使用)

第6条 建物南側広場について、乙及び丙は各自の運営に支障とならない範囲で空地を確保し、恒久的な植栽はしないものとする。

(協力体制)

第7条 日常管理の中で生じた問題については、市民のサービスを円滑に図るため甲、乙及び丙相互に協力して解決にあたるものとする。併せて、乙及び丙は必要な情報の共有を心掛け、開催する行事や防災訓練等の実施について、それぞれの業務に支障がない範囲で、連携または協力して相互の活動の充実を図ること。

(協定の履行)

第8条 甲はこの協定書の円滑な運用を図るため、乙及び丙に対して情報の共有と相互の協力を求めるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定める

この協定書の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多摩市長

乙 愛宕コミュニティセンター運営協議会

丙 (デイサービスセンター使用者)

## 別紙 1

### (1) 光熱水費等

項目	負担方法
水道料金	コミュニティセンター相応分については甲が負担し、デイサービスセンター相応分については、丙が負担する。
下水道料金	
ガス料金	
電話料金	
電気料金	電気料金、並びに中水道料金（雨水を利用した中水使用に伴う下水道料金）の支払いは一本になっているが、デイサービスセンター分の使用量については、それぞれの子メーターにより確認できるため、年間の全館の使用量と比較してデイサービスセンター分の按分率を決定し、相応分を丙が甲に支払うものとする。※1
※1 電気料金、中水道料金について	
納付について	電気料金及び中水道料金の負担額の支払いは毎年度ごとに行うこととする。 なお、当該年度の支払いは年度末日（3月31日）以降に算出し、甲より納付書を送付するため、丙は納付書を受取り次第速やかに（納付書に納期記載）支払うものとする。
デイサービスセンター相応分の算出方法について	デイサービスセンター電気料金、中水道料金の「相応分」とは、年度末日（3月31日）以降速やかに、甲及び丙でそれぞれのメーターを確認し、デイサービスセンターの使用量を施設全体の使用量で除して按分率（小数点以下第3位。小数点第4位を四捨五入）を算定し、これに甲の年間支払額を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。

### (2) 各種保守点検委託料

項目	負担方法
昇降機保守点検委託料	これらの設備は機器が一体となっているので、保守点検は一括して行うことにより維持管理及び経費面で効果が期待できるため、甲が負担する。
自家用電気工作物保守点検委託料	
自動扉保守点検委託料	
消防用設備保守点検委託料	
空気調和設備保守点検委託料	
電話交換機等保守点検委託料	
シャッター等保守点検委託料	

### (3) デイサービスセンター専有部分とその付帯施設に関する修繕費用の負担について

甲が負担する「大規模修繕」と、丙が負担する「小規模修繕」については下のとおりとする。	
大規模修繕	その不具合を放置すると愛宕デイサービスセンター以外にも大きな影響が予想される修繕のことを示し、甲が負担し対応することを原則とする。
小規模修繕	愛宕デイサービスセンターの専有部分（施設、設備、備品等）に係る不具合に対応するもので、大規模修繕に該当しないものなどを示す。小規模修繕（修理困難な備品の廃棄料を含む）は、丙が負担し対応する。 ただし、甲が認めた場合、丙は、修繕の一部または全部負担をしなくても良いこととする。
修繕が必要となった場合には、丙は、甲へ状況を報告し、速やかに必要な対応を行うこと。	

協定書ここまで

### 資料3 条例（多摩市愛宕デイサービスセンター条例）

○多摩市愛宕デイサービスセンター条例（平成22年3月31日条例第13号）

改正 平成28年3月31日条例第17号

#### （目的及び設置）

第1条 介護保険事業者に施設の使用を承認することにより、市民への良質な介護保険サービスの供給を確保し、介護保険事業の円滑な実施と高齢者の自立を図り、もって福祉の増進に資することを目的として、多摩市愛宕デイサービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市愛宕デイサービスセンター

位置 多摩市愛宕三丁目2番地

#### （事業）

第3条 サービスセンターにおいては、第1条に掲げる設置目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護事業

（2）法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

#### （使用者の資格）

第4条 サービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者で、前条に規定する事業に係る法による指定を受けているものとする。

（1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（2）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

（3）消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条第1項に規定する消費生活協同組合

#### （使用期間）

第5条 サービスセンターの使用承認の期間は、5年以内とする。

#### （使用料）

第6条 サービスセンターの使用料は、無料とする。

#### （使用承認）

第7条 サービスセンターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

#### （使用の制限）

第8条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第3条に掲げる事業の実施以外にサービスセンターを使用してはならない。

#### （使用者の責務）

第9条 使用者は、次に掲げる責務を果たすよう努めなければならない。

（1）良質な介護保険サービスの安定的な供給

（2）介護保険サービスの提供に当たっての公平性・公正性の確保

（3）サービスセンターの適切な維持管理

#### （禁止事項等）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、サービスセンターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、やむを得ず

特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、市長の承認を得て行うことができる。

(使用承認の取消し等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスセンターの使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。この場合において発生する損害については、市長はその責を負わない。

- (1) 使用者がサービスセンターの設置目的に反する行為をしたとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 使用者が第 3 条に規定する事業に係る法による指定を取り消されたとき。
- (4) 災害その他の事由によりサービスセンターの使用ができなくなったとき。
- (5) サービスセンターの管理上市長が特に必要があると認めるとき。

(サービスセンターの返還)

第 12 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにサービスセンターを市長に返還しなければならない。

- (1) サービスセンターの使用承認の期間が満了したとき。
- (2) 前条の規定によりサービスセンターの使用承認が取り消されたとき。
- (3) 第 3 条に規定する事業を実施しないとき。

(原状回復)

第 13 条 使用者は、サービスセンターを返還するときは、速やかに原状に復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、原状回復の義務を免れることができる。

(地位の承継)

第 14 条 使用者が合併等により組織の変更があった場合において、その承継人から使用継続の申請があったときは、市長は残存期間の使用を承認することができる。

(報告等)

第 15 条 市長は、サービスセンターの適正かつ健全な運営を確保するため、使用者に対し報告を求め、検査をし、又は適正な指導を行うことができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 資料4 施行規則（多摩市愛宕デイサービスセンター条例施行規則）

### ○多摩市愛宕デイサービスセンター条例施行規則

平成22年7月1日規則第35号

#### （趣旨）

第1条 この規則は、多摩市愛宕デイサービスセンター条例（平成22年多摩市条例第13号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### （公募）

第2条 多摩市長（以下「市長」という。）は、条例第7条の規定により多摩市愛宕デイサービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の使用の承認手続を行うに当たり、サービスセンターを使用しようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) サービスセンターの概要
- (2) 使用の条件
- (3) 申請受付期間
- (4) 使用承認期間
- (5) 使用する者の資格
- (6) 選定の基準
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### （使用申請）

第3条 前条の公募に応じ、条例第7条の規定によりサービスセンターの使用の承認を受けようとする者は、多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款
- (3) 財産目録
- (4) 決算書
- (5) 事業概要
- (6) 業務を執行する役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項の書類の一部の提出を省略することができる。

#### （申請することができない者）

第4条 次に掲げる者は、使用の承認の申請をすることができない。

- (1) 多摩市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体
- (2) 市長若しくは多摩市副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

#### （使用承認の審査基準）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請を受けたときは、サービスセンターの設置目的（条例第1条に規定する目的をいう。以下同じ。）、条例第4条に規定するサービスセンターを使用できる者の資格及び次に掲げる基準により総合的に審査し、当該申請を行った者のうちから適当と認める者を選

定し、承認するものとする。

- (1) サービスセンターを利用する者の公平な利用及び条例第3条各号に掲げる事業の質及び安定的な提供の確保並びに介護保険サービスの向上が図られるものであること。
- (2) サービスセンターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) サービスセンターの適切な維持管理及び効率的な運用が図られること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公募の例外)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の規定による公募によらずにサービスセンターを使用する者を選定することができる。

- (1) サービスセンターの性格、規模、機能等を考慮し、サービスセンターの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる者があると認められる場合
- (2) 条例第11条の規定により使用承認を取り消した場合又は次条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第8条の規定により当該使用承認を辞退した場合において、サービスセンターを使用する者を緊急に選定する必要があると認められる場合

2 前項の規定によりサービスセンターを使用する者を選定するときは、市長は、あらかじめ選定しようとする者と協議し、第3条の規定に準じて申請を行わせるものとする。

(使用承認)

第7条 市長は、第3条第1項の規定による申請（前条第2項の規定による申請を含む。）を受けたときは、使用承認の可否を決定し、多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用（承認・不承認）通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(使用承認の辞退)

第8条 使用者は、サービスセンターの使用承認を辞退しようとするときは、あらかじめ多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用承認辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用者の費用負担)

第9条 使用者は、サービスセンターの使用に係る次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 電気、電話、ガス及び上下水道の使用に係る料金
- (2) し尿、ごみ及び排水の清掃及び処理に関する費用
- (3) サービスセンター及びその附帯する設備の使用及び維持に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用者が負担することが適当と市長が認める費用

2 市長は、前項第1号から第3号までに掲げる費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めるものについては、その全部又は一部の負担を免除することができる。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、条例第7条第2項の規定による条件及び条例第9条の責務を果たすために市長が指示する事項を遵守しなければならない。

(施設変更等の申請)

第11条 使用者は、条例第10条第2項ただし書の規定により、やむを得ずサービスセンターに特別の設備をし、又はこれを変更しようとするときは、多摩市愛宕デイサービスセンター施設変更等申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、施設変更等の承認の可否を決定し、多摩市愛宕デイサービスセンター施設変更等（承認・不承認）通知書（第5号様式）により当該申請を行った者に通知

するものとする。

(使用承認の取消し等)

第12条 市長は、条例第11条の規定により使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させるときは、多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用承認取消等通知書（第6号様式）により使用者に通知するものとする。

2 条例第11条第5号のサービスセンターの管理上市長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) サービスセンターの使用又は事業の実施に当たり、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 使用者が市長に対し虚偽の報告をしたとき。
- (3) 使用者が条例第4条に規定するサービスセンターを使用できる者の資格を失ったとき。
- (4) 使用者が市長と別に締結する協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (5) 使用者の経営状況の悪化その他の事由によりサービスセンターを使用させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用継続の承認申請)

第13条 条例第14条の規定により使用継続の承認を受けようとする者は、多摩市愛宕デイサービスセンター使用継続申請書（第7号様式）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、使用継続の承認の可否を決定し、多摩市愛宕デイサービスセンター施設使用継続（承認・不承認）通知書（第8号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(報告)

第14条 使用者は、決算報告書その他市長が指定する書類を、事業年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料5 平面図

